記

一　附属施設　副灯二個

(一)　灯質　モールス符号U（・・―）毎八秒に白光

(二)　光度　実効光度一五カンデラ

(三)　光達距離　二・五海里

(四)　高さ　平均水面上から灯火まで九・一メートル

(五)　設置場所　本灯の北北東方約一一〇メートル及び南方約二四〇メートル

(六)　記事　副灯二個は、本灯に同期している。

二　国際石油開発帝石株式会社天然ガス供給本部直江津LNG基地管理

○海上保安庁告示第百五十二号

航路標識の名称その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年八月一日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称　仙台南防波堤灯台

位置

所在地　宮城県仙台塩釜港仙台区（南防波堤外端）

北緯　三八―一五―五六

東経　一四一―〇二―四九

塗色及び構造　白色　塔形

光度　実効光度七八カンデラ

光達距離　五・〇海里

明弧　全度

高さ　地上から構造物の頂部まで一四メートル　平均水面上から灯火まで一六メートル

変更年月日　平成二十五年七月九日

記事　一時変更中のところ名称等変更のうえ復旧

名称　仙台南仮設灯浮標

位置

所在地　宮城県仙台塩釜港仙台区（花淵灯台の南西方約四・六キロメートル）

北緯　三八―一五―五七

東経　一四一―〇二―五一

変更した事項　名称

○海上保安庁告示第百五十三号

航路標識の設置について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年八月一日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称　浦郷港指向灯

位置

所在地　島根県浦郷港（浦郷港美田防波堤灯台の南南東方約二八〇メートル）

北緯　三六―〇六―二七

東経　一三三―〇〇―二四

塗色及び構造　白色　塔形

灯質　不動白光（可航水路表示）　不動緑光（左舷側表示）　不動赤光（右舷側表示）

光達距離　白光一〇〇カンデラ　緑光一九カンデラ　赤光一九カンデラ

光度　白光五・〇海里　緑光三・〇海里　赤光三・〇海里

高さ　地上から構造物の頂部まで三・八メートル　平均水面上から灯火まで一一メートル

点灯年月日　平成二十五年七月十日

記事　一　白色は一五七・九度を中心として幅約六度で可航水路を示す。緑光（幅約二度）及び赤光（幅約二度）はそれぞれ水路の左舷側及び右舷側を示す。

二　西ノ島町管理

○海上保安庁告示第百五十四号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年八月一日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称　伊勢湾第一号灯浮標

位置

所在地　神島灯台（三重県鳥羽市）の東南東方約七・七キロメートル

北緯　三四―三一―〇一

東経　一三七―〇三―三八

変更した事項　光度

光達距離　一五〇カンデラ

記事　六・〇海里　附属施設　レーダー反射器

変更年月日　平成二十五年七月十日

記事　一時変更

○防衛省告示第百四十五号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第四十二条第二項の規定に基づき、航空自衛隊の補給処の支処及び出張所の名称及び位置を次のように告示する。

平成二十五年八月一日

防衛大臣臨時代理　国務大臣　菅　義偉

航空自衛隊の補給処の支処及び出張所の設置に関する告示（昭和四十六年防衛庁告示第三十七号）の全部を改正する。

名称	位置
航空自衛隊第二補給処十条支処	東京都北区
航空自衛隊第四補給処高蔵寺支処	春日井市
航空自衛隊第四補給処東北支処	青森県上北郡東北町
航空自衛隊第四補給処木更津支処	木更津市
航空自衛隊第四補給処立川支処	立川市

○中国地方整備局告示第百二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年八月一日

中国地方整備局長　栗田　悟

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間　広島市南区向洋本町一五三二番七から同市南区向洋本町一三七二番一まで

変更前後別　後　四〇・〇〇〇メートル～五三・二〇〇キロメートル

変更前後別　前　三〇・〇〇〇メートル～四五・〇〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○四国地方整備局告示第七十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月一日

四国地方整備局長　三浦　真紀

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十五号

(三)　道路の区域

区間　徳島県海部郡牟岐町大字橘字むかえ九〇一番七地内

変更前後別　前　一六・八七～三八・〇三メートル

変更前後別　後　一六・八七～五三・四七〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所